

盛岡市成年後見制度利用支援事業事務取扱要領

平成16年10月20日保健福祉部長決裁

改正 平成18年 1 月17日

改正 平成27年 2 月12日

改正 平成31年 3 月29日

改正 令和 2 年 6 月18日

改正 令和 7 年 2 月17日

(趣旨)

第1 この要領は、盛岡市成年後見制度利用支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）に規定する支援事業に係る事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(事前調査等)

第2 要綱第4第1項に規定する調査は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 登記事項の確認

判断能力が不十分な要支援者が、成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「成年被後見人等」という。）でないこと及び任意後見契約を締結していないことを確認する。

(2) 親族等の確認

戸籍、戸籍の附票及び住民票の交付について（様式第1号）により要支援者の戸籍謄本等の交付を受け、要支援者の配偶者及び2親等内の親族（以下「親族等」という。）の存否を確認する。

(3) 親族等との調整

親族等の状況について（様式第2号）により、要支援者の状況等を親族等に通知し、親族等自らが要支援者の保護又は要綱第5各号に規定する審判の請求を行う意思の有無を確認し、それが困難である場合には、市長が審判請求を行うことについての後見等開始の審判申立同意書（様式第3号）の提出を求める。

(4) 資産、収入等の調査

要支援者の資産、収入等の調査を行う。

(市長が負担する費用)

第3 要綱第3第2号に規定する審判費用は、次に掲げるものとする。

(1) 収入印紙代

(2) 登記印紙代

(3) 郵便切手代

(4) 診断書料

(5) 鑑定料（補助の場合を除く）

(求償の手続)

第4 要綱第6第2項の規定による求償は、審判請求等に要した費用の請求について（様式第6号）により、行う。

2 前項の場合において、市長は、速やかに要支援者又はその関係者に納入通知書を送付する。

3 納入通知書は、特段の事情がない限り、成年後見人等が選任されてから納期末日の30日前までに通知しなければならない。

4 納入期限は、成年後見人等の登記が終了した日又は予納郵便切手の返還を受けた日のいずれか遅い日から2月以内とする。

（報酬費用の助成等）

第5 要綱第7に規定する助成金の交付は、次により行う。

（1）助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、盛岡市成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書（様式第7号）に家庭裁判所が発行する報酬付与の審判書の写し等必要書類を添付し、市長に提出する。

（2）市長は、申請者の生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活保護受給の有無、市町村民税の課税状況、収入及び資産等の状況を調査し、助成の可否を決定後、盛岡市成年後見制度利用支援事業助成金（支給・不支給）決定通知書（様式第8号）により、申請者に通知する。

（3）助成の額は、在宅者は月額28,000円の範囲内とし、施設入所者は月額18,000円の範囲内とする。

（4）成年被後見人等が助成金の交付を受ける前に死亡した場合の助成の額は、前号の規定にかかわらず、遺留資産で不足する額の範囲内とする。